

基礎年金番号の確認方法

【次のいずれかの書面等により、ご確認ください。】

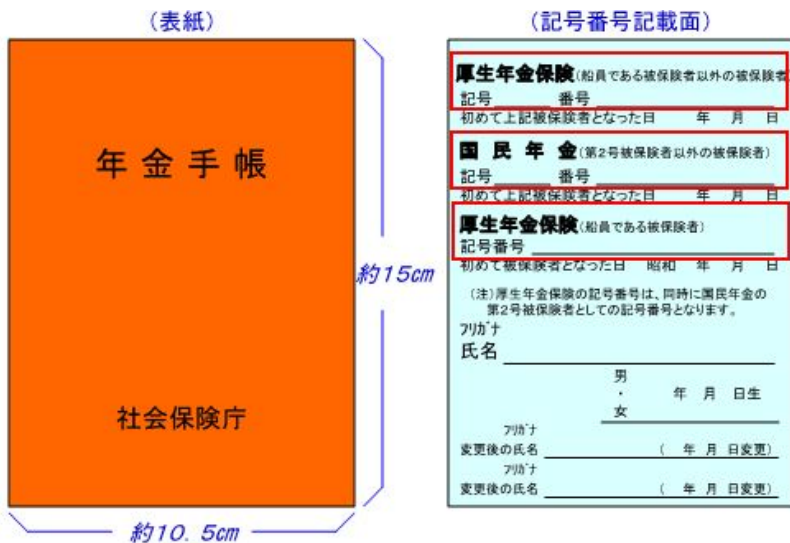
1 年金手帳

○青色：平成9年1月以降に国民年金の被保険者資格を取得した方



* 4桁+6桁の10桁の番号です。

○オレンジ色：平成8年12月までに国民年金の被保険者資格を取得した方



* 記号4桁+番号6桁の10桁の番号です。

* 「厚生年金保険番号」や「国民年金番号」を複数お持ちの方は、ゴム印で「基礎年金番号」又は「基(○に基)」と押された番号が、基礎年金番号となります。なお、ゴム印で「基礎年金番号に統合済」と押された番号は、基礎年金番号ではありませんのでご注意ください。

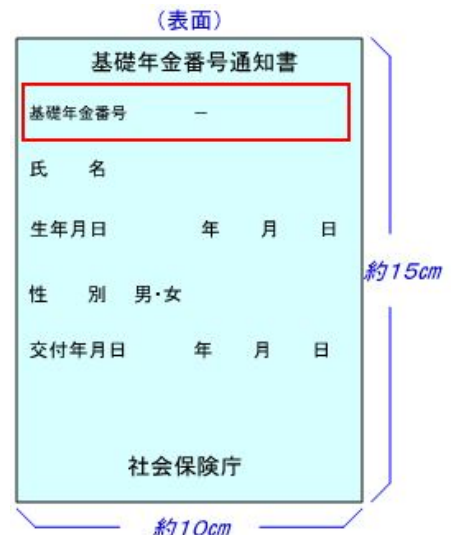
* 99～で始まる番号が記載してある場合(仮の基礎年金番号です)や国民年金番号のみ記載されている場合は、「基礎年金番号通知書」を確認してください。

2 基礎年金番号通知書

基礎年金番号制度発足時(平成9年1月)に、社会保険庁(現在の日本年金機構)が発行しました。平成9年1月1日に名古屋市の共済組合員であった皆様には、平成9年1月に所属を通じて交付しています。平成9年1月2日以降に名古屋市の共済組合員となった20歳未満の方には、入庁年度に日本年金機構が発行し、所属を通じて交付しています。(注1)

共済組合の加入期間しかない方には年金手帳が発行されませんので、基礎年金番号通知書が年金手帳の代わりです。

(注1) 就業経験(厚生年金加入経験)のある方、遺族年金や障害年金を受け取っている方は、20歳未満でも入庁前から基礎年金番号をお持ちです。

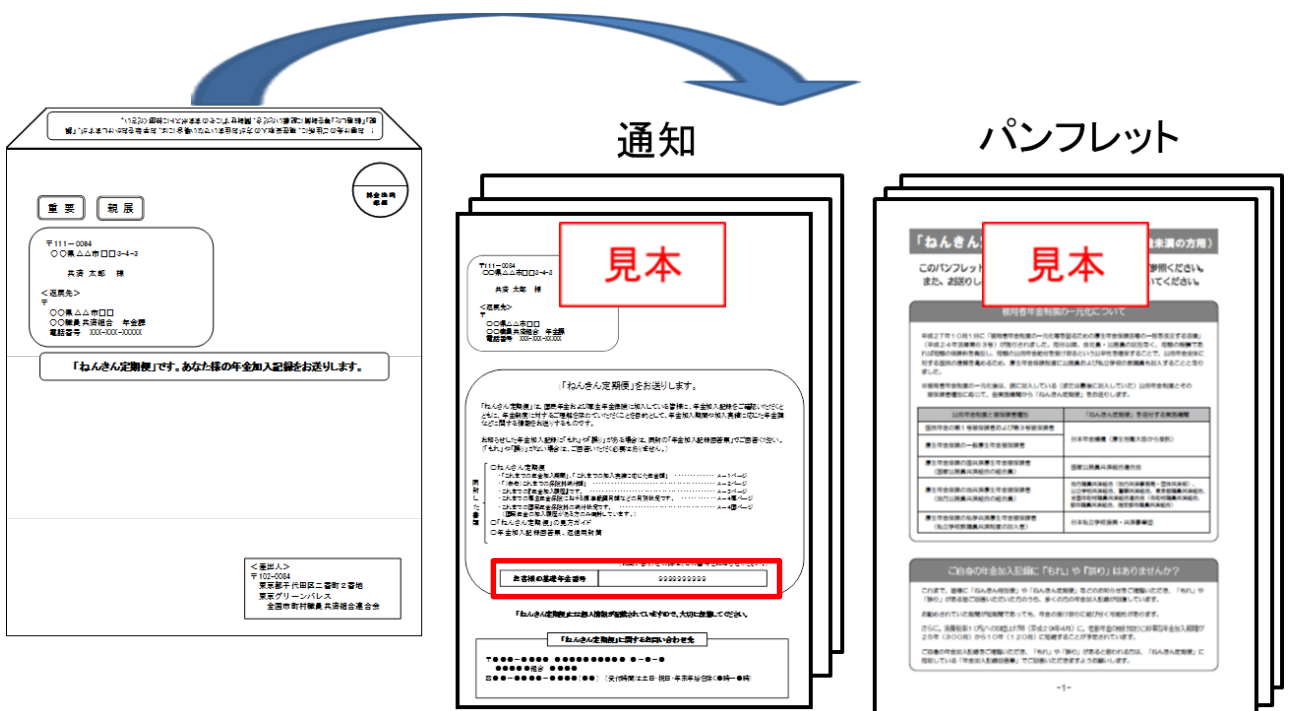


3 ねんきん定期便：毎年、誕生月にご自宅に送付しています。

○下記以外の方（圧着葉書）



○35歳、45歳、59歳の方（封筒（角2））に通知とパンフレットを同封）



4 給付算定基礎額残高通知：毎年、5～6月にご自宅に送付しています。

○圧着葉書の内面、残高表下の欄外

留意事項

基礎年金番号通知書や年金手帳の再発行は、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）またはお近くの年金事務所にお問合せください。（共済組合では再発行の手続きができません。）

【参考】

日本年金機構ホームページ

「自分の基礎年金番号の確認方法を教えてください」

http://www.nenkin.go.jp/faq/n_net/goriyou/moshikomi/20150519.html

「基礎年金番号・年金手帳について」

<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20131107.html>